

令和7年3月橋本市議会定例会会議録（第5号）

令和7年3月6日（木）

議事日程第5号

令和7年3月6日（木） 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第20号 橋本市市脇農村女性の家設置及び管理条例等を廃止する条例について
- 日程第3 議案第21号 橋本市防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第22号 橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第23号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第6 議案第24号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第7 議案第25号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第26号 橋本市職員の給与に関する条例及び橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第27号 橋本市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第28号 橋本市教育相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第29号 橋本市立保育所条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第30号 橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第31号 橋本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第32号 橋本市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第33号 橋本市農業経営改善推進会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第34号 橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第35号 橋本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第36号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第37号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第1号 令和6年度橋本市一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第21 議案第2号 令和6年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第22 議案第3号 令和6年度橋本市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第23	議案第4号	令和6年度橋本市墓園事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第24	議案第5号	令和6年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第25	議案第6号	令和6年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）について
日程第26	議案第7号	令和6年度橋本市水道事業会計補正予算（第5号）について
日程第27	議案第8号	令和6年度橋本市下水道事業会計補正予算（第4号）について
日程第28	議案第9号	令和6年度橋本市病院事業会計補正予算（第4号）について
日程第29	議案第10号	令和7年度橋本市一般会計予算について
日程第30	議案第11号	令和7年度橋本市国民健康保険特別会計予算について
日程第31	議案第12号	令和7年度橋本市駐車場事業特別会計予算について
日程第32	議案第13号	令和7年度橋本市墓園事業特別会計予算について
日程第33	議案第14号	令和7年度橋本市介護保険特別会計予算について
日程第34	議案第15号	令和7年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第35	議案第16号	令和7年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について
日程第36	議案第17号	令和7年度橋本市水道事業会計予算について
日程第37	議案第18号	令和7年度橋本市下水道事業会計予算について
日程第38	議案第19号	令和7年度橋本市病院事業会計予算について
日程第39	議案第38号	工事請負変更契約の締結について
日程第40	議案第39号	解約金の額を定めることについて
日程第41	議案第40号	電子情報処理組織による戸籍事務に関する事務の委託の廃止について
日程第42	議案第41号	字の新設等について
日程第43	選第1号	橋本市教育委員会委員の任命について
日程第44	選第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第45	選第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第46	選第4号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第47	議案第42号	橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	議案第20号	橋本市市協農村女性の家設置及び管理条例等を廃止する条例について
日程第3	議案第21号	橋本市防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第22号	橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第23号	地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第6	議案第24号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第7	議案第25号	橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第8	議案第26号	橋本市職員の給与に関する条例及び橋本市一般職の任期付職員の採用

及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第9 議案第27号 橋本市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第28号 橋本市教育相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第29号 橋本市立保育所条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第30号 橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第31号 橋本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第32号 橋本市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第33号 橋本市農業経営改善推進会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第34号 橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第35号 橋本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第36号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第37号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第1号 令和6年度橋本市一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第21 議案第2号 令和6年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第22 議案第3号 令和6年度橋本市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第4号 令和6年度橋本市墓園事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第5号 令和6年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第6号 令和6年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第26 議案第7号 令和6年度橋本市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第27 議案第8号 令和6年度橋本市下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第9号 令和6年度橋本市病院事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第29 議案第10号 令和7年度橋本市一般会計予算について
- 日程第30 議案第11号 令和7年度橋本市国民健康保険特別会計予算について から、日程第38 議案第19号 令和7年度橋本市病院事業会計予算について まで
- 日程第39 議案第38号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第40 議案第39号 解約金の額を定めることについて
- 日程第41 議案第40号 電子情報処理組織による戸籍事務に関する事務の委託の廃止について
- 日程第42 議案第41号 字の新設等について
- 日程第43 選第1号 橋本市教育委員会委員の任命について

- 日程第44 選第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第45 選第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第46 選第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第47 議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議員定数 18名

出席議員 18名

1番 森下伸吾君	2番 板橋真弓君
3番 岡本喜好君	4番 梅本知江君
5番 阪本久代君	6番 高本勝次君
7番 岡弘悟君	8番 田中博晃君
9番 堀内和久君	10番 垣内憲一君
11番 岡本安弘君	12番 小林弘君
13番 田中和仁君	14番 南出昌彦君
15番 辻本勉君	16番 土井裕美子君
17番 石橋英和君	18番 中本正人君

説明員職氏名

市長 平木哲朗君	副市長 小原秀紀君
教育長 今田実君	病院事業管理者 古川健一君
総合政策部長 井上稔章君	総務部長 中岡勝則君
経済推進部長 三浦康広君	健康福祉部長 久保雅裕君
農業委員会事務局長	
危機管理監 大岡久子君	建設部長 西前克彦君
会計管理者 兼井和彦君	上下水道部長 堤健君
教育部長 岡一行君	消防長 永井智之君
病院事務局長 池之内正行君	選挙管理委員会事務局長 辻本昌亮君
監査委員事務局長 岩坪恭子君	財政課長 三嶋信史君
政策企画課長 辻本真吾君	

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福井直記	議会事務局次長 笹山 奨
議事調査係長 中井ユリ	

(午前9時30分 開議)

○議長（森下伸吾君）おはようございます。
 ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長（森下伸吾君）直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森下伸吾君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、8番 田中君、18番 中本君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第20号 橋本市市協農村女性の家設置及び管理条例等を廃止する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第2 議案第20号 橋本市市協農村女性の家設置及び管理条例等を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第20号については、総務経済委員会に付託いたします。

日程第3 議案第21号 橋本市防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第3 議案第21号 橋本市防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第21号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号 橋本市防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第22号 橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第4 議案第22号 橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第22号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

た。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第22号 橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第23号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第5 議案第23号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第23号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第24号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第6 議案第24号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第24号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第24号 刑法等の一部を改正

する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第25号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第7 議案第25号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第25号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第25号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第26号 橋本市職員の給与に関する条例及び橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第8 議案第26号 橋本市職員の給与に関する条例及び橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第26号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第26号 橋本市職員の給与に関する条例及び橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第27号 橋本市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第9 議案第27号 橋本市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第27号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第27号 橋本市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、

本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第28号 橋本市教育相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第10 議案第28号 橋本市教育相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第28号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号 橋本市教育相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第29号 橋本市立保育所条

例等の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第11 議案第29号 橋本市立保育所条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第29号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第29号 橋本市立保育所条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第30号 橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第12 議案第30号 橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正す

る条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第30号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第30号 橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第31号 橋本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第13 議案第31号 橋本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第31号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第31号 橋本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第32号 橋本市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第14 議案第32号 橋本市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第32号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第32号 橋本市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第33号 橋本市農業経営改善推進会議条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第15 議案第33号 橋本市農業経営改善推進会議条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第33号に

については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号 橋本市農業経営改善推進会議条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第34号 橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第16 議案第34号 橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第34号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第34号 橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第35号 橋本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第17 議案第35号 橋本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第35号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第35号 橋本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第36号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第18 議案第36号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第36号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

日程第19 議案第37号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第19 議案第37号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）おはようございます。

この議案は、経営責任の所在を明確にするため、当面の間、橋本市病院事業管理者の給料を減額するというものです。病院事業管理者の給料を減額するから、病院の職員に人事院勧告を実施しないのは我慢してくれということ強いものではないかどうかということの確認だけしたいと思っております。お願いいたします。

○議長（森下伸吾君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（古川健一君）ご質問にお答えします。

私はそういうふうなつもりは全くありません。病院の経営が厳しい状態ということは全職員に説明して、病院の経営の危機的な状態を共有しております。その中で、病院の運営を継続していくためにということで人事院勧告を見送ったわけです。職員のほうもそこを理解してくれて、同意していただきました。ただ、そうなったときに、職員に負担を負わせるだけで経営責任がある事業管理者が何も責任を負わないのかということになります。そういうことで、事業管理者の給与を減額するというふうに決めました。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）私の記憶があまり正しくないかもしれませんが、以前にたしか病院管理者の給与の値上げというんですか、アップを少ししたような気がするんですけども、していませんでしたかね。私の記憶違ったらあれなんですけど。その辺のところをもし分かれば教えてほしいのと、当分の間と書いてあるんですけども、当分の間というのはまだ今、いつまでするというのは決めていられないという、そういう感覚でよろしいですか。

○議長（森下伸吾君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（古川健一君）お答えします。

一番最初の質問に対しては、事務局のほうから説明させます。

当分の間ということは、病院経営が改善して安定化するまでという、そういう意味で当分の間としております。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）土井議員のおただしにしまして、前回の条例改正、たしか昨年度だったか、手元のほうにその資料がないので記憶が定かではないんですけども、まず給料の部分なんですけども、こちらのほう、医師の場合とはということで、今、現条例では72万2,000円というふうな形になっております。この金額にしましては、副市長と同額に合わせさせていただいたというふうに記憶しております。

あとそれと、研究手当の額、月額10万円、こちらのほうも併せてそのときに改正のほうをさせていただいたと思います。内容につきましては、もしかしたら漏れている部分があるかもわかりませんが、まずはその二点、改正させていただいてございます。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）なぜこれを上程してきたかというのは今聞いたんで、急にはあれなんですけども、ちょっとかぶりますけど、2回しか話ができないので、当面の間というところはかぶるんですけど、でも、経営改善をある程度落ち着いたらという今答弁やったと思うんですけど、ずっとということですね、ほんだら。私の単純な計算では、10億円の赤字がいつまで耐えられるよということに当局側も病院側も答えていないのに、当面の間って、回復するまでって、エンドレスということですか。市はずっと10億円ついていかなあかん。10億円、12億円、15億円ってついていかなあかんというふうな解釈になるんですよ。

当面の間ということは、きっちり企業会計やったら明確に半年、1年、2年とか、ある一定の目標、潰せれへん病院というのはよう分かつとるんです。潰れてほしくない病院、あつてほしい病院というのは分かつとるんですけど、こういういかげんな当面の間という表記、こうしか表記できないと思うんですけど、この辺がある程度定まってない。答弁で言うたら、回復に対しての、次の文教とかで出てくるんでしょうけども、3年の間とか、ここを目標にとか、きっちり期間というのは答弁してほしいと僕は思うんです、目標のね。それが一つ。

年間で言うたらいくらになるんか、金額。

あと、管理者だけですかという話。それに対しての任命権者、人事部、副市長、この辺かって市役所から職員を送つとるわけでしょう。助っ人というか、業務改善というか、人事交流というか。管理者だけがカットなんですかということですよ。橋本市財政健全化計画のときは、現副市長が財政課長のときに、やむを得ないということで、緊急対策で5年間で年間6億円、5年で30億円という目標設定値と期間とちゃんとやった。財政健全化5

か年計画が平木市長の苦渋の決断で一定の評価を得た。嫌われ役をした。これは評価します。今度、病院は、病院の管理者だけが一定の気持ち的なけじめで1割程度、ほかの職員に申し訳ないからって。申し訳ないと言うんやったら、ほかの議場の人に言うたら怒られるかもわからへんけど、やるんやったら徹底的に議場出席者全員やりましようかって。改善するという本気度が全然うかがえないんですよ。一応この辺が体裁ええやろうというよな、そんなんで病院改善なんかできませんよ。その辺についての答弁と下さい。

○議長（森下伸吾君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（古川健一君）今のご質問にお答えします。

まず、3番目の質問に対してお答えします。病院の経営が危機的な状態になっているということで、それに対して職員に人事院勧告の見送りという負担を負わせるということに対して、この責任はどこにあるのかということになったら、それは経営を実施している、いわゆる病院幹部にあります。実は、僕の給与をカットするだけではなくて、最高幹部会に所属している院長、院長代理、副院長、看護部長、診療技術部長、事務局長の管理職手当の減額も一緒にしております。いわゆるこれは病院の中で責任を明確にしたというつもりで、今回条例改正のほうを出させていただきました。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）堀内議員の質問に答えます。

企業会計全部適用上、私は事業管理者を任命することはできるんですけど、経営権とか人事権というのはありません。私も、私らが今カットすれば次は職員に行くやろうというふうな流れになってしまうと思うんですよ。私も、病院職員がカットになれば、私らの給

料も当然カットしますし、今は市は今年予算で基準外繰り出しを1億6,000万円プラスして、今、市でできる支援は増やしていていますし、今後、また予算委員会等でも説明があると思いますし、今、総務省の起債を借りる準備もしていて、そういうのも病院と相談しながら進めています。

私らが危機感を持ってないんじゃないんで、めちゃくちゃ危機感を持って、このままいったら本当に共倒れになるということがあるんで、ただ、あまり病院職員に市長がカットしたからという話が伝われば、来年給料カットせなあかんという、そういう意識を持たれても困るんで、しかるべきときには給料カットを自分でもやる覚悟はできています。ただ、あまり焦って私と副市長、総合政策部長でやってしまったら、病院職員はやらざるを得んようになってくると思うんです。だから、これからまだ起債を借りるにしても、年間2億円の改善をしていく計画を立てないと総務省の起債を認めてもらえへんところもあるんで、今、管理者と毎月そういう話をしながら、池之内とも話をしながら対応しているところです。

今まず市からどれだけのお金を流せるんかというのをこれからさらに増やす必要が出てくるのかという議論を、またこの1年をかけながらやっていきます。僕はいつでもそういう必要性が出てきたらやりますよ。給料ゼロのときもあったんやから。そういうふうなことは覚悟してやっています。ただ、企業会計全部適用なんで、まず病院の中でできるだけ改善をしてもらおう努力をしてもらおうということが、今はその段階かなと思っています。いつでもその時が来たら給与カットはしますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）今回の条例

改正でどのくらいかというところなんですけれども、5%で、年間で43万3,200円の減額というふうな形になります。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）市長、管理者、ありがとうございます。

お互いに同じことを思って守っていかうというのは伝わるとるんです。ただ、その立ち位置が違うからこういうことになるんで、市民から付託を受けて我々議員18人はここにおるわけで、聞かざるを得ない。市長の言われることと覚悟はよく分かりました。理解もしました。

ただ、一点だけなんですけど、コロナのときは黒字で、何年も前から赤字になるよという予測は、経営能力の高い市役所やったら分かかっておったと思うんです、はっきり言うて。よく市長、言うてましたよね。コロナの後、終わったら、次、物価が上がったり税金が上がってくるから回収が怖いって。それはそのとおりのやと思って僕は聞いたんですけど、市民病院もその例外ではないわけですわ。どことも市民病院が赤字になつとるから、じゃ、本市の橋本市民病院はそれでいいのかって。そうなれへんために誰がどうするかという話でいうと、任命権者は管理者を決めれると。それだったら、失礼ですけど、当時、10年前は医師不足でと言うて、元院長、管理者になつてきとるという人事が変わつてきとるようなイメージもあります。

病院事業管理者というのはドクターと二足のわらじを履いとるわけですわ。ほんなら経営に対して改善しようとか、経営の事務局長のもう一個上における経営者を載せるといふのであれば、お医者さまと二足のわらじといふのはかなりしんどいんちやうんかなつて。赤字を黒字に持っていく努力をする事務方のトップ、市長からの任命を受ける人といふの

は、お医者さまは事務方のプロではないと思うんです。その辺の選択というのは、給料カットの過去があるというんやったら、それはそれで私も付き合いますけど、管理者が悪いと言うとるんちやうんですよ。管理者は管理者でようやってくれとる。今のうちの管理者は最高の管理者と思うんですけど、赤字経営を黒字に立て直すというテーマで、この管理者でいいんですかという話は、市長、副市長、総合政策部長、いかがですかと聞かざるを得ない。池之内さんもこっちで部長をしとるような優秀な方やと思う。そういう優秀な職員が、言い方は悪い、あえて言いますが、取られていっつとるという現実、本丸が手薄になつとるという事実も感じるんでしょ。そこに僕は疑問を思うんですけど、いかがですか。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）確かに、私も以前からそれは感じているんですけど、病院経営ができる専門の人間というのはなかなか見つからないというのもありますし、当時から医師不足で、医師の確保もある意味せなあかんところもありました。コロナのときは、確かにコロナの補助金があつて、経営的には。でも、僕はしんどくなるなどは思っていたんですけど、これぐらい患者が減るとは予想外の展開になってきているなというのは思っています。ここにあつた市民病院が小峰台へ移つたときと同じような状況に今なっているのかなと。

民間病院も経営は厳しくなつてきているんで、やはりいろんな手を打つてきているというのも事実で、非常に公立ではできないところをうまく取り込んでいるというような事情もある中で、患者さんが来ないというのが一番厳しい。理由についてはよく、今病院では分析してくれよとは言っているんですけど、

私も病院へ行っても、ここまで減るんかといういつも恐怖感を抱いていましたけども、要は患者さんを戻してくるというようなことも今取り組んでいますけど、もう一つ、診療報酬が国の医療政策によって医療費を削減するというので、公立病院に対する収入が減ってきている。今の形態でやっているとき、点数が高かったんで、診療報酬も多かったんですよ。このやり方をどの病院もまねしてきたら、今度はそれを国が抑えにきているというような問題もあって、今後、本当ますます厳しくなるかなというふうには思いますけども、かといって病院は守っていくということで、私らも今支援をどういうふうにしていくかという議論もしています。

ただ、繰り出せば一番ええんですけど、繰り出してしまえば今度うちの財政が、また元の状況に戻ってしまうというような状況もあります。やはり医師のトップはしっかりと置いておく必要もあると思いますし、経営についても今頑張ってもらっているんで、頭をすげ替えて誰がやるんよということになると、私にやれと言われても、私もこれ以上管理者を持ってしまうと大変なことになってくるんで、そういうことも含めて、現状の体制でいろいろ考えていこうかなと思っては、もし優秀な、今声をかけている人もおるんですけども、その人も来てくれるかどうかは全くまだつかめないような状況で、人員って病院経営に特化した人ってなかなかいない。県にもいないのが状況で、県立医科大学もすごい赤字を抱えているのも、病院経営自体が、全国でも580団体ぐらいが資金繰りが回らないような公立病院があるということで、私らもしっかりと管理者を補佐しながら、私らもできるだけ情報提供をしながら、今度、起債を借りる準備も今させていますけど、そういうふうにしながらか協力してやっていきたい。

そう簡単に病院経営ができる人材がいたらいいんですけども、なかなか見つからないところもあります。できるだけそういう人材を、以前からも探しているんですけども、なかなか難しいというのもあって、今、次長が新しく来てくれていますけども、これも紀北分院におった人間を池之内の下につけて、池之内の業務を助けて、少しでもいい方向に持って行ってくれという話はしていますので、人材というところを言われてもなかなか今の現状は難しいなというのが現状です。

今後どういう形で病院経営自体をどうしていくかというのも選択肢としてなってくると思いますし、公立病院改革プランでも実際は、病院の経営が成り立たなかったら介護施設に転換しなさいとか、そういう指導も本来来るべきところなんですけども、総務省もなかなかそういうふうな話ありませんし、でも、できるだけ人材を集めていく努力はしていきたいと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）議案第37号に関する質疑でよろしくお願いをいたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第37号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）議案第37号に対して反対の立場で討論させていただきます。

お気持ちはよく分かりました。そして、話はずれましたけど、病院の未来について、病院の経営、赤字補填のために行政の尽力と本気度もついでに伺いました。方向性は同じ方向を向いていると思います。しかしながら、せんだっての議会で人事院勧告を見送り、本庁の職員は上がったけども病院の職員は上がらなかった。仕事始め式で市長は、そんなつもりで言うたのではないと思いますが、いずれ給料カットもやむを得ない時が来るという発言が仕事始め式にもありました。病院を改善していく上で人の賃金をカットするということは最後の手段である。これは仕方のないことではありますが、残すための苦渋の決断なのであれば、まだまだやれることはあると思います。

本37号は、管理者の給料を一部カットするかしないかだけの定義ではございますが、いろんな議論ができたことはプラスに感じているところでございます。しかしながら、管理者はお医者さまでもありますし、病院の経営のプロではありません。その任命云々もいろいろ考えていくべきところはありますが、今の管理者はよくやってくれている、私はそういうふうと思います。

したがいまして、給料を当面の間、いつ終わりが来るか分からないという中途半端なけじめに対しての給料カットの一部改正については、断固として反対いたします。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

13番 田中君。

〔13番（田中和仁君）登壇〕

○13番（田中和仁君）皆さん、こんにちは。

反対の立場で討論させていただきます。

二点あります。一点は、前回の人事院勧告の見送りについて反対いたしました。今回の議案についてのお気持ちは十分に察しておるところでございます。

二点目については、市民病院は公営病院として救急、小児、経産婦など不採算部門を担っています。社会情勢が影響するもので、橋本市民病院が何か目に見えて失敗をしたとは私は考えておりません。年間43万円、これにより経営が改善するものではないと思います。

以上の理由で反対させていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第1号 令和6年度橋本市 一般会計補正予算（第14号） について

○議長（森下伸吾君）日程第20 議案第1号 令和6年度橋本市一般会計補正予算（第14号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により、歳出から款別に行います。

補正予算説明書の令和6年度一般会計補正予算（第14号）の29ページをお開きください。

まず、1款議会費、29ページから30ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、1款を終わります。

次に、2款総務費、29ページから42ページまで、質疑ありませんか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）退職手当のところで質問いたします。

当初予算は2億3,398万6,000円で、それにこの2億1,885万4,000円が加わったということやと思うんです。今回の退職手当では何人の方が退職されるのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）今回予算として計上しておりますのは31名分となっております。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）だから、最初に予定されていたよりもたくさんの方が退職されるということやと思うんですけれども、その内訳でいえば、例えば当初に予定をしていないということは、定年の満了ではないということだとは思うんですけれども、その辺でいったらすごく早い、5年未満の退職者であるとか、60歳ぐらいの方であるとか、その辺の内訳はどうなっていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）勸奨退職される方が9名、普通退職の方が9名という状況になっております。

〔「答弁もれ」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）すいません、定年の退職の方が8名、それから60歳の退職、役職定年で継続しない方が5名となっております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、2款を終わります。

次に、3款民生費、4款衛生費、41ページから58ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、3款、4款を終わります。

次に、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、57ページから66ページまで、質疑ありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）58ページ、一番下です。001906農業振興に要する経費、農業振興条例の補助金関連やと思うんですけれども、当初予算云々もありまして、3月でこれだけ残ったよという減額補正やと思うんですけれど、たくさんお金が戻ってくるんやなということで、夢の描いた農業振興条例やと思うんですけれど、使わずじまいのお金が多過ぎるということはすごく切ない寂しいことやと思うんですけれど、その点についての見解をまずお願いします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

農業振興条例といいますのは、農業を振興するための当然条例で、農家の所得向上とか、例えば耕作放棄地の解消とか、そういう農業課題を解消するための条例となっております。この減額補正といいますのは、今年、当初予算で1億3,160万円の予算を計上させていただいているんですけれども、執行額といたしましては9,484万370円ということで、執行率72.1%ということになっております。

当初、農業者の意見なんかを聞きまして、農業振興条例のメニューというのは決めていくんですが、周知不足というのものもあるのかも

しれないですが、一方で、使われる方も少ないという状況になっております。私が感じている状況としましては、世代間の温度差というのがあります。結構若い方というのは、率先して農業経営をしていきたい、もっともっと稼ごうという思いがある一方で、高齢者の方というのは、どっちかというのと守っていききたい、次に引き継ぎたい、自分たちの代で何とかつないでいきたいという思いがあります。例えばふるさと便なんかとか、インターネットの販売の補助金といいますと、どっちかというのと若い人が使いやすいところということになっておりますので、その辺の世代間ギャップによりまして執行率が伸びないのかなというところもございます。

といいますのは、先日から地域計画なんかの意見を聞いておられますと、若い方はインターネットの補助金なんかを頂いてすごくありがたい、もっともっと稼ごう、稼ぐネタはたくさんあるということで聞いております。一方で、高齢者の方については、後継者もおれへんくて農地が荒れてくると。こういうふうなことに對して市は補助金を出してほしいというところでも、この温度差というところをどう埋めていくんかというのは今後の課題になっておまして、決して執行率が悪からといって農業振興がされてないという、この直結した議論にはならないかなというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）明確なご答弁ありがとうございます。

はっきり言うと、コロナの補助金で始まったのがふるさと便やっと思えます、財源100%、2年間。そこから僕から言わせば、農振条例にシフトチェンジしただけであって、ふるさと便というのがなければ、もっと執行

率は低いんじゃないですかね。ほんまに新規就農の担い手とか、市がしたかったことは何かというのを当初予算の答弁とかあの辺で言うと、決算、予算で聞いて、次はこういうふうに変革していくということ、H a s h i - m o じゃないですけど、高齢者の形と若い世代の形というのは、これはどっちも大事やという条例なんで、行っている方向と気持ちの理念は合っておると思うんですけど、ふるさと便という飛び道具を除いたときの執行率というのもえげつない数字やと思うんです、僕は。

だから、ニーズに合った形に変革を変えていくという答弁を頂いとるからこれ以上申し上げることはないんですけど、決まってしまう次の当初予算の予算委員会のメンバーに質問は託すんですけど、ここのP D C Aサイクル、こんなふうにしてほしいんじゃないよというその反省の部分というのは、やっぱり農林振興課できっちりもんでいただきたい。定住促進にもお金を入れとるし、農業振興条例もつくつとるし、若い担い手もつくってほしいして、51%はそっちに載っているべきであろう条例であると判断して賛成しとるわけです、私は。

だからこの辺、自分も農業に絡んでいるから言うわけじゃないですけども、三浦部長のセンス、三浦部長のカラーというのはここに出ていない。だから、もうちょっとやりたいことも気持ちもセンスもあるのに反映できていないという歯がゆさがあるので質問しました。よろしく願いいたします。何か答弁を下さい。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

まず、インターネットとふるさと便がなかったらというご質問なんですけど、インターネットとふるさと便の補助金を除きますと、執

行率は60.3%となっております。これが高いのか低いのかという議論は考え方次第になってくるとは思うんですが、悩ましいのはほんまに農家の思いを直接この農業振興条例に載せれるかというところが課題になってくるのかなと思います。

たくさん農家の意見を私なりに聞く中で、皆さんが思っていることというのはすごく多岐にわたってばらばらやなところも実はございます。それをこの補助金という制度の中でどう反映していくかというのはすごく難しい問題やなと思いますが、叱咤激励いただいたというふうに思っておりますので、そういう意見をできるだけ反映できるように、農家の意見をできるだけ吸い上げられる体制をつくってやっていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、5款から7款を終わります。

次に、8款土木費、9款消防費、65ページから74ページまで、質疑ありませんか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）72ページの上の2608住宅耐震化促進事業に要する経費の質問です。この執行率を教えてください。あまり使いにくいのかなという感じがするんですけど、理由を教えてください。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）住宅耐震化促進事業のところの、まず減額の大きなところで言いますと、耐震補強設計と耐震改修工事の総合的実施補助金、当初予算の申込みの予測の件数としましては20件を予定しておりました。実際申込みがあったのが14件となっております。

それから、ブロック塀等耐震対策事業補助

金、これの減額についても申込みの予測の件数が20件、それに対して実際申込みがあったのが10件となっております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）68ページの上のほうなんですけども、工事請負のところなんですけども、ここの14のところの道路舗装工事予定をしているんですけど、まだ今掌握しているところに残しているところが幾つかあったら教えていただきたいと思ひます。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）68ページの道路維持に要する経費の工事請負費、市道等修繕工事費のところによろしいでしょうか。減額が970万円となっております理由のところを説明させていただきます。公共施設等適正管理推進事業債で事業をやつとるんですけど、主ところで言いますと請負差額が主な減額の要因と、一部地元との協議により一つの工事で見送った工種がありましても、それも合わせた減額となっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）もう一点、その下の今回予算を組んではる工事費のところなんですけど、今回予算を組んではるんですけども、これを進めていって、あと幾つか残して持っているところはあるんですか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）その下のまず市道舗装修繕工事費の4,200万円の増額のところの説明をさせていただきます。この事業は、防災安全社会資本整備交付金で国の補助金をもらっている事業でございます。増額の要因と減額の要因があるんですが、増額の主な要因のところでは言いますと、国の補正予算に伴います令和7年度分で予定しておる工事の前

倒しで、5,000万円分の前倒しで増額のところの要因。それから、減額のところでは、6年度予算での請負差額によるところの減額の差引きをいたしまして、合計4,286万2,000円の増額となっております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、8款、9款を終わります。

次に、10款教育費、73ページから84ページまで、質疑ありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）80ページ、003253岡潔数学体験館運営ですけども、令和6年の当初予算とか、1年間で何ぼ計上しとってマイナス85万円になっているのかとか、勉強不足で申し訳ないんですけど、これは北のほうに移って空き教室を使って、初年度やと思うんですけども、基本的に余ったお金がこっちに戻ってくるというのは3月補正なんで理解はできるんですけど、年間でどれだけのイベントとか、何をしてこれだけ戻っているのかなどいうのを知りたいんです。というのは、分母が分からないので、どれだけの事業をしようとしたんかすら、興味もなかったんで調べてない僕も悪いんですけど、どんなことをしてこうなったんか。土日しか開いてないというのがどうしても刺さるんで、その辺詳しく教えられる範囲内で教えてください。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

まず、予算の当初と見込額の差異を今回補正予算で減額させてもらっているんですけど、まず報償費、講師謝金につきましては、当初額51万3,000円が見込額として31万3,000円と見込みましたので、20万円の減額と要求させてもらっています。

それから、一般報償費につきましても、当

初42万円要求させていただいてまして、執行が7万円という見込みで35万円の減額。

それから、旅費・費用弁償につきましても、当初68万4,000円計上させてもらっていましたが見込額38万4,000円ということで、差額の30万円を減額させてもらっている次第です。

当初は、講演会であったりアドバイザー事業というような形でいろんなプランを計画させてはもらってました。講演会の報償費の単価にもよるんですけど、何度かは柱本小学校の体育館を使用させていただいて、また、教育文化会館の大ホールでいろいろさせてもらったんですけど、回数としては2回ないし3回になりました。アドバイザーの報償費というのが、たくさんやりたかったんですけど20回程度というような形で、執行の見込みということですので、今回大幅に予算を計上させてもらっていたんで、その差異を下げさせていただく次第です。

以上です。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）やってない理由というのは、どれだけしようとしてこれだけになったんでこの金額ということを知りたいんであって、単価が安かったから、思ったより安く、講師先生も5万円要るところが2万5,000円で済んだから、やろうとしてった分母がほぼほぼ8割、9割できた上でお金が余ったんでこれだけ返ってくると思ったら拍手なんですけどね。だから、何をしようとしてったんかがよう分からへんのですわ。目標に対して執行率で何ぼお金が下がったかということなんですよ。ということは、10個イベントをしようとして、三つ、四つしかイベントをできなくてこんなに返ってきると言うんやったら、何やってんのという話を言いたいんですよ。その辺いかがですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）当初、それを理想として1年目スタートしたかったんですけど、講演会は限られた回数になりました。一番やりたかったことというのは、子どもであったり、数学に関心を持っていただく、興味を持っていただく機会というのをこの場で体験してほしかったんです。講師の選定にもいろいろ考えまして、講演の内容もいろいろ興味深いような形には構成させてもらったんですけど、回数には限りがあったということで今回の補正となっております。

以上です。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）恐れ入ります。今手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかにございませんか。
13番 田中君。

○13番（田中和仁君）お願いします。

同じく80ページの中学校建設に要する経費3006の高野口中学校の施設整備改修工事設計委託料と高野口中学校施設整備改修工事費について。12月議会でトイレ、それから雨漏りの改修費の予算があったと思うんですけど、今回の内容を教えてください。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

こちらにつきましては、体育館のメインアリーナの床の張り替えと照明の一部LED化でございまして。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、10款を保留にしまして、次に移ります。

次に、11款災害復旧費、83ページから86ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、11款を終わります。

次に、12款公債費、13款諸支出金、85ページから86ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。

5ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）20ページの不動産売払収入と普通財産売払収入、どこで収入が得られたのか教えてください。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）まず、普通財産の売払収入のところですけども、1,130万8,000円の補正となっております。内容につきましては、宅地2件で約970万円の収入、あと、法定外公共物の3件、約160万円、合わせての金額となっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）すいません、言い方が悪くて。不動産のほうもお願いします。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）不動産売払収入344万8,000円ですが、国道371号バイパスの工事で生じたため池の残地を隣接者に売却をいたしましたものでございます。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について行います。

質疑ありませんか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）72ページの上のところのブロック塀等対策事業補助金って、昨年のときに一旦終わっていたように聞いていたんですけども、結局、あと残っているところは割かし困難なところばかりだということで、委員会で私が聞いたときに言うていたんですけども、どんな具合に今なっているんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）ブロック塀の改善の件数のところでございます。平成30年に高槻市で小学校のブロック塀が倒壊したところを受けて補助金を創設して、その時点で点検をした件数、緊急の現地調査で22件ありまして、残っている件数が現時点で5件となっております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）暫時休憩いたします。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時38分 再開）

○議長（森下伸吾君）再開いたします。

この際、10時50分まで休憩をいたします。

（午前10時38分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、再開をいたします。

教育部長。

○教育部長（岡 一行君）9番議員からのご質問で答弁できなかったことをここでさせていただきます。

まず先ほどの答弁で、私、誤りがありまして、岡潔数学体験館の年間の予定していた行事というのはほぼできています。講演会につ

きましては、当初2回予定していたことができておりますし、算数教室、算数講座、月1回の予定でしたけれども、こちらのほうもできています。また、箴言教室、そちらのほうも計画どおりできております。

その中で、なぜこの補正予算で3月で減額をするかといいますと、岡潔さんのことを来場者に説明できる、語れるアドバイザーを30日分、2名分ということで60回分計上だったんですけど、それが20回分ということで、それは職員が自前で途中からできることになったことによって、その差額を減額させてもらっております。

それから、報償費の差額につきましては、当初予定していた予算と大学の先生の講師を招いたんですけど、その大学の先生の単価というのは大学の単価で決まったものがありますので、その差異です。

それから、費用弁償の差額につきましては、東京大学の大学院生に手話教室をしてもらう予定やったんですけど、天候により一部オンラインになりましたので、その分の減額でございます。

大変申し訳ございませんでした。

それともう一つ、一点おわびがありまして、13番議員の先ほど高野口中学校の改修の内容ですけども、私、言い間違えまして、アリーナの床の張り替えと私、申し上げたんですけど、塗り替えでございます。重ねておわび申し上げます。

○議長（森下伸吾君）ご了承願います。

ほかに全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと

思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号 令和6年度橋本市一般会計補正予算（第14号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第2号 令和6年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（森下伸吾君）日程第21 議案第2号 令和6年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号 令和6年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第3号 令和6年度橋本市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（森下伸吾君）日程第22 議案第3号 令和6年度橋本市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

た。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第3号 令和6年度橋本市駐
車場事業特別会計補正予算（第1号）につい
て を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんの
で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第4号 令和6年度橋本市
墓園事業特別会計補正予算（第
2号）について

○議長（森下伸吾君）日程第23 議案第4号
令和6年度橋本市墓園事業特別会計補正予算
（第2号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。
全般について行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第4号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんの
で、委員会の付託を省略することに決しまし
た。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第4号 令和6年度橋本市墓
園事業特別会計補正予算（第2号）につい
てを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんの
で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第5号 令和6年度橋本市
介護保険特別会計補正予算（第
4号）について

○議長（森下伸吾君）日程第24 議案第5号
令和6年度橋本市介護保険特別会計補正予算
（第4号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。
全般について行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第5号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんの
で、委員会の付託を省略することに決しまし
た。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第5号 令和6年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第6号 令和6年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（森下伸吾君）日程第25 議案第6号 令和6年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号 令和6年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）

についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第7号 令和6年度橋本市水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（森下伸吾君）日程第26 議案第7号 令和6年度橋本市水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 令和6年度橋本市水道事業会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第8号 令和6年度橋本市
下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（森下伸吾君）日程第27 議案第8号 令和6年度橋本市下水道事業会計補正予算（第4号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 令和6年度橋本市下水道事業会計補正予算（第4号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第9号 令和6年度橋本市
病院事業会計補正予算（第4号）
について

○議長（森下伸吾君）日程第28 議案第9号 令和6年度橋本市病院事業会計補正予算（第4号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）5ページ、6ページにわたってなんですけれども、給与費のところ、職員手当等で約6,000万円が特殊勤務手当、ベースアップ評価というふうに書いてあります。これは具体的にどういうふうに手当となるのか、ご説明をお願いします。

それと、退職給付費9,248万円、これは何人分、職種はという職種の方でしょうか。人事院勧告が実施されないということでの退職者が増えたということはないでしょうか。

よろしくをお願いします。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしについてお答えさせていただきます。

まず、ベースアップ評価料の部分でございますが、これは2024年の診療報酬改定におきまして、医療職の部分のベースアップということで、診療報酬上で定められているものでございまして、ここの部分を手当というふうな形で支給するものでございます。3月に支給していくというふうな形で、今手続きのほうを進めさせていただいているところでございます。

それと、二つ目ですけども、退職給付引当金のところで、退職者数に関しましては今年度、途中退職も含めてになります。看護師が14名、医師が10名、助産師が3名、検査技

師が1名となっております。医師につきましても、大学との異動等に伴うものもございません。

以上となります。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）手当のほうで、3月に手当として支給されるということですけど、それはベースアップ評価ということは、お一人お一人金額が違うということでしょうかというのが一つと、それと、先ほどの答弁もこれで、要するに人事院勧告を実施しなかったこと理由に、そんなはっきり言う方はいらっしゃらないかもしれないけれども、それで退職者が増えたということはないですか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）まず、答弁もれのほうの人勧を実施しなかったことによる退職ということで、直接、事務局のほうに退職願を提出されに持ってこられたりした方とかにそういったお話は直接は聞いてはいないんですけども、間接的にやはり数名の方がそういった方がいらっしゃったというふうにはお伺いしている部分はございます。

ただ、今回の人事院勧告実施を見送った部分に関しましては、職員全員を対象にして2回説明会のほうを実施して、現在の病院の窮状をご理解していただいた中で、何とか病院職員全体でこの危機的状況を乗り越えていこうということで協力していただいているというところで、大量退職にはつながっていないというふうに認識しております。

金額のほうでございますが、このベースアップ評価料に関しましては、2.5%相当分を全体として国の政策目標として上げていきなさいよというふうな形で、計算式に基づいて評価料のほう報酬として入ってくるわけなんですけども、その部分を全てベースアップという形で職員のほうに支給しなさいというふ

うになっております。それで、こういった支給の仕方をするかという部分については、各医療機関のほうに委ねられている部分もございます。実際、人事院勧告を実施されている医療機関に関しましては、その人事院勧告の部分に充当されている医療機関もございまして、当院は人事院勧告を実施しておりませんので、そここのところの計算については、常時勤務されている方、パートの方、その雇用条件に応じて金額のほうを差別化を図りまして、定額で月数6月からの分ということで計算させていただきますまして、3月に支給するというふうな形になっております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第9号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 令和6年度橋本市病院事業会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、

で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第10号 令和7年度橋本市
一般会計予算について

○議長（森下伸吾君）日程第29 議案第10号
令和7年度橋本市一般会計予算について を
議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、予算説明書により、歳出から款別
に行います。

59ページをお開きください。

まず、1 款議会費、59ページから62ペー
ジまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、1 款
を終わります。

次に、2 款総務費、61ページから112ペー
ジまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、2 款
を終わります。

次に、3 款民生費、4 款衛生費、113ペー
ジから176ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、3 款、
4 款を終わります。

次に、5 款労働費、6 款農林水産業費、7
款商工費、175ページから208ページまで、質
疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、5 款
から7 款までを終わります。

次に、8 款土木費、9 款消防費、209ペー
ジから242ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、8 款、
9 款を終わります。

次に、10 款教育費、241ページから290ペー

ジまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、10 款
を終わります。

次に、11 款災害復旧費、12 款公債費、13 款
諸支出金、14 款予備費、289ページから292ペ
ージまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、歳出
を終わります。

引き続き、歳入に入ります。

5 ページをお開きください。

1 款市税、2 款地方譲与税、3 款利子割交
付金、4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所
得割交付金、5 ページから10ページまで、質
疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、1 款
から5 款までを終わります。

次に、6 款法人事業税交付金、7 款地方消
費税交付金、8 款ゴルフ場利用税交付金、9
款自動車税環境性能割交付金、10 款地方特例
交付金、11 款地方交付税、12 款交通安全対策
特別交付金、9 ページから12ページまで、質
疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、6 款
から12 款までを終わります。

次に、13 款分担金及び負担金、14 款使用料
及び手数料、15 款国庫支出金、16 款県支出金、
17 款財産収入、18 款寄附金、11 ページから40
ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、13 款
から18 款までを終わります。

次に、19 款繰入金、20 款繰越金、21 款諸収
入、22 款市債、39 ページから58 ページまで、
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、歳入を終わります。

それでは、一般会計予算全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、7人の委員をもって構成する令和7年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、議案第10号については、7人の委員をもって構成する令和7年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

令和7年度予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、

2番 板橋君、3番 岡本君、

5番 阪本君、8番 田中君、

10番 垣内君、14番 南出君、

16番 土井君。

以上7人を指名いたします。

日程第30 議案第11号 令和7年度橋本市国民健康保険特別会計予算について から、
日程第38 議案第19号 令和7年度橋本市病院事業会計予算について までの9件

○議長（森下伸吾君）日程第30 議案第11号 令和7年度橋本市国民健康保険特別会計予算について から、日程第38 議案第19号 令

和7年度橋本市病院事業会計予算について までの9件を一括議題といたします。

この際、当局から発言の申出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）ただ今議題となっております、議案第11号 橋本市国民健康保険特別会計予算及び議案第15号 橋本市後期高齢者医療特別会計予算並びに議案第16号 橋本市工業団地造成事業特別会計予算につきまして、同様の誤りがありましたので、予算説明書の訂正のお願いとおわびを申し上げます。

いずれも給与費明細書におけます一般職に係る会計年度任用職員の前年度の数値が、本来、前年の当初予算の数値を記載すべきところ、誤って12月補正予算後の数値を記載しておりました。各会計における修正項目につきましては、予算説明書正誤表のとおりとなります。

正誤表の1ページから4ページは、令和7年度国民健康保険特別会計予算説明書336ページの給与費明細書の訂正でございます。

次に、正誤表の5ページから8ページは、令和7年度後期高齢者医療特別会計予算説明書の409ページの給与費明細書の訂正でございます。

最後に、正誤表の9ページから12ページは、令和7年度工業団地造成事業特別会計予算説明書424ページの給与費明細書の訂正でございます。

今後、このようなことがないように間違いの防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）議案第18号 令和7年度橋本市下水道事業会計について、予算説明書に誤りがありましたので、おわび申

し上げるとともに訂正させていただきます。
お手元にお配りしております橋本市下水道事業会計予算説明書正誤表に基づき、訂正箇所の説明をさせていただきます。

訂正箇所は二点です。

まずは、499ページの下段、支出の(1)下水道事業費用、1、営業費用、1、管渠費において、前年度予算額1,376万円が1億3,776万円、比較増減の1億4,680万5,000円の増は2,280万5,000円の増の誤りです。

もう一つは、予算説明書のPDF資料について、本来480ページから496ページとするところ、460ページから476ページとなっており、紙資料のページ数については誤りはありません。

おわび申し上げますとともに、訂正させていただきます。

今後、このようなことのないように努めさせていただきますので、大変申し訳ございませんでした。

○議長(森下伸吾君) ご了承願います。

これより質疑を行います。

まず、議案第11号 令和7年度橋本市国民健康保険特別会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ありませんので、次に、議案第12号 令和7年度橋本市駐車場事業特別会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ありませんので、次に、議案第13号 令和7年度橋本市墓園事業特別会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ありませんので、次に、議案第14号 令和7年度橋本市介護保険特別会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ありませんので、次に、議案第15号 令和7年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ありませんので、次に、議案第16号 令和7年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ありませんので、次に、議案第17号 令和7年度橋本市水道事業会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ありませんので、次に、議案第18号 令和7年度橋本市下水道事業会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ありませんので、次に、議案第19号 令和7年度橋本市病院事業会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議案第11号から議案第19号までの9件については、令和7年度予算審査特別委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、議案第11号から議案第19号までの9件については、令和7年度予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

この際、先ほど設置されました令和7年度予算審査特別委員会を開催するため、11時40分まで休憩をいたします。

（午前11時22分 休憩）

（午前11時40分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告いたします。

先ほど設置されました令和7年度予算審査特別委員会委員長に8番 田中君、副委員長に16番 土井君がそれぞれ選出されました。

以上で報告を終わります。

この際、当局より発言の申出がありますので、これを許します。

教育部長。

○教育部長（岡 一行君）先ほどの議案第1号の一般会計補正予算の歳出、岡潔数学体験館の管理運営に要する経費の費用弁償の説明のところで、本来、折り紙教室がオンラインになったという説明をすべきところ、手話教室と言いついて間違えてしまいました。重ね重ね申し訳ございません。おわび申し上げます。

○議長（森下伸吾君）ご了承願います。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第39 議案第38号 工事請負変更契約の締結について

○議長（森下伸吾君）日程第39 議案第38号 工事請負変更契約の締結について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第38号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第38号 工事請負変更契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第40 議案第39号 解約金の額を定めることについて

○議長（森下伸吾君）日程第40 議案第39号 解約金の額を定めることについて を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）これ、リースの途中解約ということなんですけども、一般的には途中解約した場合は満期分全部支払うというのが一般的なのは理解できるんですけども、ただ、今回の場合、国が定める基準に相手方のソフトが対応できてないということで解約に至るということなんですけども、その場合、こちらが別段落ち度があるわけではないとは思いますが、そういった場合、負担割合はどういう形になっているのかなというのをお聞きしたいんですけどもね。

○議長（森下伸吾君）政策企画課長。

○政策企画課長（辻本真吾君）お答えいたします。

費用割合でございますが、今回につきまして国の施策に関するものでございますが、発注者につきましては橋本市となります。国の施策の関係もございまして、今回解約に伴います本件金額につきましては、令和7年度におきまして全額、国からデジタル基盤改革支援補助金により補填されるものでございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）負担割合、相手方の。
政策企画課長。

○政策企画課長（辻本真吾君）負担割合は橋本市が全額100%となります。

以上です。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）本市にとってはそれが筋やと思うんですけども、ただ一点気になるのは、やはり税金が投入されているわけやから、相手方が対応できてないんですよ。これは勝手に国がいきなり変えたから対応できてないという話やから仕方がないという認識

でも理解はできるんやけども、ただ、税金を投入されるのであれば相手方に対しても、100%こちらが悪い。国が悪い。国が悪いのかな。国が基準を変えたことによってソフトが対応できなくなったからということになるんか。何とも腑には落ちんですけど、本市にとっては補填されるということやったらこれ以上聞いても仕方がないんで、結構です。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第39号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号 解約金の額を定めることについて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第41 議案第40号 電子情報処理組織
による戸籍事務に関する事務の
委託の廃止について

○議長（森下伸吾君）日程第41 議案第40号 電子情報処理組織による戸籍事務に関する事務の委託の廃止について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。
ただ今議題となっております議案第40号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第40号 電子情報処理組織による戸籍事務に関する事務の委託の廃止について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第42 議案第41号 字の新設等について

○議長（森下伸吾君）日程第42 議案第41号 字の新設等について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第41号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第41号 字の新設等について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第43 選第1号 橋本市教育委員会委員の任命について

○議長（森下伸吾君）日程第43 選第1号 橋本市教育委員会委員の任命について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第1号 橋本市教育委員会委員の任命について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第44 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（森下伸吾君）日程第44 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第45 選第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（森下伸吾君）日程第45 選第3号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第3号 人権擁護委員候補者の

推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第46 選第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（森下伸吾君）日程第46 選第4号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第4号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第47 議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第47 議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）それでは、追加提案させていただきました議案について、ご説明申し上げます。

議案第42号は、橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは本市国民健康保険の財政状況の改善を図るため、各税率において所要の改正を行うものでございます。

以上、議案1件についてご説明申し上げます。

議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森下伸吾君）市長の説明が終わりました。

これより議案第42号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、討論を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第42号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

○議長（森下伸吾君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明3月7日から3月18日までの12日間は、

委員会審査等のため休会とし、3月19日午前
9時30分から会議を開くことにいたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんの
で、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時53分 散会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議 長 森 下 伸 吾

8 番 議 員 田 中 博 晃

18 番 議 員 中 本 正 人

